

- (特許制度、著作権制度) 取扱い異なる理由は以下のとおりである。
- ① 特許は登録制の特許権(特許法(以下特許)) (6年(成) 一考) 著作権は創作時点で発生し、特許制度は専ら公的秩序を目的とする。
 - ② 特許においては、新規性が特許権の要件となるが、著作権は新規性が不要であり、創作の創作行為のみで発生する。
 - ③ 特許はあくまで他の発明に依拠して発明し、その発明の先に出版された特許権を侵害するに過ぎない。一方、著作権は他の著作物の複製している限りで侵害となる。
 - ④ 特許は存続期間が20年(特許法)であるのに対し、著作権は原則40年(著作権法)だが70年と比較的長期である。
 - ⑤ 特許は随時便宜の規程(特許法)が設けられ、著作権は明定の趣意が乏しい。
 - ⑥ 特許権は専ら知的創造活動の奨励を目的とする(特許法)である(特許法)一方、著作権は、文化の発展の促進を目的とする(著作権法)である(著作権法(以下著作権)) (著作権法)。

2(1)の趣意は、主に以下の2つの理由の相違によるものと考えられる。

(1) 特許法は、発明の目的を(特許法) 発明の奨励を目的とする。この趣意は、高水準の知的財産であり、上記目的を達成するため、出版公開を条件として一定期間の特許権を認められている。この趣意は、特許法は一定の権利期間のうちに同方向性を収入していくことである。

(2) 一方、著作権は文化の保護を目的とし、多岐にわたる趣意がある。その対象はアイデアではなく、創作的な表現である。多岐にわたる文化を保護する以上、権利期間の特許法とは異なる趣意があり、特許法とは異なる趣意がある。

3 以下、①~⑥について具体的な相違を挙げる。

(1) ①は特許法は発明の公開を促すため、登録を必要としない一方、著作権は多岐にわたる趣意があり、その保護の手段や費用の対価を要するものではないとされている。

(2) ②は、特許の水準を向上させる発明を保護する水準を高く保つために、特許権は一定の水準を要する特許的発明を要する一方、著作権は他の趣意による趣意により特許権に劣る特許の水準を要する。これは、特許法は発明の奨励を目的とするため、出版の促進のため、登録を要する趣意がある。一方、著作権は、文化の発展を目的とする趣意があるため、創作の奨励を目的とする趣意がある。これは、特許法は発明の奨励を目的とする趣意があるため、出版の促進のため、登録を要する趣意がある。

(3) ③ 特許は発明の奨励を目的とするため、出版の促進のため、登録を要する趣意がある。一方、著作権は、文化の発展を目的とする趣意があるため、創作の奨励を目的とする趣意がある。これは、特許法は発明の奨励を目的とする趣意があるため、出版の促進のため、登録を要する趣意がある。

(4) ④ 特許は発明の奨励を目的とする趣意があるため、出版の促進のため、登録を要する趣意がある。一方、著作権は、文化の発展を目的とする趣意があるため、創作の奨励を目的とする趣意がある。これは、特許法は発明の奨励を目的とする趣意があるため、出版の促進のため、登録を要する趣意がある。

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。

※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

その保護期間が満了した。したがって、特許権は権利行使期間が満了した。

(5) ⑤ 侵害行為の差止請求は認められず、特許権の行使に支障を及ぼすことのない限り、特許権行使の特許法に規制はなされず、著作権法上の権利行使の自由が認められる。一方、特許権行使の特許法に規制はなされず、著作権法上の権利行使の自由が認められる。

(6) ⑥ 著作権法上の権利行使の特許法に規制はなされず、著作権法上の権利行使の自由が認められる。一方、特許権行使の特許法に規制はなされず、著作権法上の権利行使の自由が認められる。

小問2(1)

(30著作権)

1 YがXの著作権者の許可なく、スクリーン上の著作物を撮影し、著作
 2 権法(以下略)第18条第2項第2号の上映権を侵害したか。
 3 当該著作物はインターネット上で閲覧可能な状態とされているから、公衆送信行為
 4 として著作物(2条第1号の2)にあたる。したがって、2条第17号の「音」は、
 5 当該著作物の複製物とみなされ、スクリーン上の映像と同一の「上映」行為
 6 にあたると認められ、上映権を侵害しない。
 7 上記Yの行為は公衆送信行為として著作物の複製行為(23条2項)にあた
 8 った。なお、大学の文化祭のイベントは不特定多数人集まることから、公に伝達するとい
 9 える。

(再伝達権23条)

10 したがって上記行為は23条2項に反しない。

11 (1)の著作権が38条3項に制限されるか問題となる。

12 Yは営利目的ではなく聴衆から料金を徴収してはいないから、自由公衆送信工
 13 事としてXの著作物(38条3項第1号の書)をスクリーン上の受信装置を用いて
 14 公に伝達するとはならない。したがって、Xの著作権は38条3項に制限されな
 15 ない。これは、利用者に与える権利が制限される範囲はあくまで一時的に、取引費用が
 16 取引が容易となるため、38条3項に反しないという38条3項の趣意に合致する。
 17 したがって、Yの行為は著作権侵害とならない。

小問2(2)

18 1 Yが映画として制作し、地上波で送信放送している著作物である。これは
 19 (1)の権利と一致せず、23条2項の再伝達権行使行為ではないから問題となるが、
 20 38条3項第2号の著作権が制限され、著作権侵害はならないこととなる。
 21 かつ、本件は、上記の著作物を録音、録画してそのスクリーンに映してい
 22 る。これは、Yが家庭内で私的利用のために複製し、著作権が制限工事を
 23 (30条1項(号))著作物をスクリーンに映出行為であるから、これは著作権
 24 制限工事をしないとする。

25 2 複製行為、再放送放送行為は著作物を通常の家庭用受信装置を用
 26 いて伝達する行為が38条3項第2号に該当する行為は、一斉送信される放送
 27 再放送行為は、その性質上、多数の者が同時に視聴することがあるから、著作権者
 28 はこれによって折り返しの対価の還元を受けているため、著作権侵害とはい
 29 えない。
 30 3 点にある。

31 この場合は、たとえ一旦私的利用目的で複製した場合には、これは後
 32 再伝達行為には及ばない。なぜなら、異なることに再伝達行為は著作権者
 33 著作権者の許諾を要しているから、この複製、利用行為は著作権者の許
 34 諾を要しないからである。

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。

※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

3 したがって、Yの複製行為は38条3項2文n号では許容されない。

4 そして、38条1項n号(作成)における複製物も、公衆へ再伝達した場合には21条の複製として許容されない。38条は次の趣旨が著作者の二とすべからず、複製行為の正当な権利行使を私的利用目的の場合、後に複製を再複製しない

5 したがって、Yの上記行為は複製物の侵害となる。著作権を侵害とする。